

「こころの再生」府民運動@スクール表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「こころの再生」府民運動@スクール表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大阪府立高等学校及び大阪府立支援学校（以下「府立学校」という。）の児童又は生徒、大阪府市町村立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小中学校等」という。）の児童又は生徒、私立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「私立学校」という。）の児童又は生徒が、「こころの再生」府民運動（以下「府民運動」という。）の趣旨を踏まえ、自主的、主体的に取り組むボランティア活動、地域活動その他の活動（以下「学校の取組み」という。）に対し、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が表彰することにより、児童及び生徒の豊かな心をはぐくむとともに、府民運動の社会全体への広がりや深化を図ることを目的とする。

(表彰)

第3条 表彰の対象となる学校の取組みは、原則として、府立学校、小中学校等および私立学校のすべて又は多数の児童又は生徒が取り組み、参加するものとする。但し、児童会、生徒会、クラブ活動単位などでの活動も含むものとする。

2 学校の取組みを実施した府立学校は、前年度の2月から当該年度の1月末までの活動について、「こころの再生」府民運動@スクール活動報告書（様式1）を委員会に提出するものとする。

3 小中学校等は、委員会が市町村教育委員会に推薦を依頼する。

4 私立学校は、委員会が私立学校に推薦を依頼する。

5 委員会は、2の報告書及び3、4の推薦書に基づき、次条に規定する@スクール事業審査会の意見を聴いて、表彰する府立学校、小中学校等および私立学校を決定するものとする。

4 委員会は、毎年度、表彰式を行うものとする。

(@スクール表彰審査会の設置等)

第4条 表彰を行う府立学校、小中学校等および私立学校の選定に関し意見を聴くため、委員会に、@スクール表彰審査会を置く。

2 @スクール表彰審査会は、会長1人、副会長3人及び委員3人をもって組織する。

3 会長は教育次長を、副会長は教育振興室長（府立学校）、市町村教育室長（小中学校等）および私学・大学課長（私立学校）を、委員は府立高等学校長協会長（府立学校）、府小学校長会長・府公立中学校長会長（小中学校等）をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 表彰の実施及び@スクール表彰審査会の事務を処理するため、大阪府教育委員会事務局教育総務企画課に事務局を置く。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。